

一般社団法人日本映像アーキビスト協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本映像アーキビスト協会と称し、英文では、The Japan Association of Moving Image Archivists (略称 JAMIA) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都台東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、映画・映像、又それに付随する資料の収集と保存、及び活用（以下「映像アーカイブ」という）に関する、諸問題の調査研究及び発表、出版物の発行、普及啓発、情報共有等を行うとともに、映像アーカイブに関する実務者、研究者等（以下「映像アーキビスト」という）の交流、社会的認知並びに育成につとめ、もって我が国の文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 映像アーカイブに関する調査研究（研究会、ワークショップ等の実施）
- (2) 映像アーカイブに関する刊行物（教科書、ハンドブック、用語集、ジャーナル、ニューズレター、映像コンテンツ等）の発行
- (3) 映像アーキビストの社会的認知に関する普及啓発（会員間のネットワーク構築、映像アーキビストの認知向上を目的とする広報活動等）
- (4) 実務者及び初学者に向けた、映像保存の知識・技術を習得するための映像アーキビスト教育プログラムの作成、実施
- (5) 実務者及び初学者に向けた、映像保存の知識・技術の習得度を評価するための映像アーキビスト資格認定制度の設計、実施
- (6) 映像アーキビスト育成・研修に関する奨学金、インターンシップ制度の創設・運用
- (7) 映像アーキビストの職務基準書（職務と要件の明確化）の作成
- (8) 映像アーキビストの活動支援、及び派遣業務の実施
- (9) 行政機関や業界等からの事業受託
- (10) アドボカシー的役割（国・地方自治体等行政機関や業界への政策提言、情報発信）
- (11) 映像アーカイブ機関ならびに隣接機関との連携、協力

- (12) 映像の文化的、芸術的、歴史的及び教育的価値に対する社会的認識ならびに関心の向上促進
- (13) 他全各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 映像アーキビスト、及び当法人の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員 当法人の活動に賛同する学生
- (3) 名誉会員 当法人に関し特に功労があった者で、理事会より推薦された個人
- (4) 賛助会員 当法人の活動に賛助する個人ないしは法人及び団体

2 当法人の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）に規定する社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の正会員になろうとする者は、他の会員2名からの推薦を受け、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。また、名誉会員については入会の手続きを必要とせず、理事会の推薦及び本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。学生会員及び賛助会員に関しては、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、別の規則に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条 第2項に定める社員総会（以下「総会」という）の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上滞納し、理事会で喪失を承認したとき
- (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。法人及び団体の場合は解散または破産したとき

(4) 当法人が解散したとき

(会費の取扱)

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は少なくとも2週間前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載して、書面又は電磁的方法により通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条 第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決又は委任)

第19条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、6名以内を常任理事とする。

3 第2項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、同項の常任理事をもって一般法人法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び監事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第21条で定める定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等により欠席の場合はあらかじめ理事会が定めた順序により副会長が代行する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(基金の拠出等)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法

人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は理事会の決議をもって会長が任命するものとする。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報による。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の最初の代表理事（会長）は栩木章、代表理事（副会長）は田中重幸、三浦和己、高木希世江とする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 （省略）

設立時社員 栩木章

住 所 （省略）

設立時社員 田中重幸

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本映像アーキビスト協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年2月29日